

医師資格証について

平成27年3月7日

「地域包括ケアと新たな電子認証」セミナー

広島YMCA国際文化ホール

一般社団法人広島県医師会

常任理事 牛尾 剛士

I. 医師資格証とは

日本医師会は、安全で安心して使えるIT基盤を現実するための、公開鍵認証基盤（PKI：Public Key Infrastructure）の枠組みを使った「**日本医師会認証局**」を運営している。

日本医師会認証局が発行する、医師資格を証明する電子的な証明書を格納したICカードが「**医師資格証**」である。

「医師資格証」は顔写真付きなので、提示することで医師であることの証明にも利用できる。

I. 医師資格証とは

Medical Doctor Qualification Certificate
医師資格証 



Name Taro Nichii
 氏名 日医 太郎

Date of birth 01 JAN 1955
 生年月日 昭和30年01月01日

JMA Membership ID No. 9999999999
 医師会員ID番号

Medical License No. TESTC00021
 医籍登録番号

Date of expiry 30 SEP 2018
 有効期限 平成30年09月30日

上記の者は、医師であることを証明する。
 We hereby certify that the person above mentioned is a Medical Doctor.

カードID JMACYYMM00000

Date of issue 01 OCT 2013
 発行日 平成25年10月01日

JAPAN MEDICAL ASSOCIATION
 公益社団法人 日本医師会 

(表)

注意事項



1. このカードは、利用規約に則ってご利用ください。
2. 暗証番号は、他人に知られないようご注意ください。
3. このカードは、他人に貸与または譲渡してはいけません。
このカードを紛失または破損した場合は、速やかに発行者に届出なくてはなりません。
4. このカードの記載事項に変更が生じた場合、また、有効期限が満了した場合、その取り扱いについて発行者の指示に従わなくてはなりません。
5. 資格を失った場合は直ちに届出し、カードの取り扱いについて発行者の指示に従わなくてはなりません。
6. このカードを拾得された場合、発行者にご連絡ください。

発行者：公益社団法人 日本医師会 電子認証センター
 Issuer: Japan Medical Association Certificate Authority
 〒113-0021 東京都文京区本町込 2-28-8 文京グリーンコート 17 階 TEL 03-3942-7050(代表)
 2-28-8 Honkomagome, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0021, Japan TEL (+81) 3-3942-7050

(裏)

Ⅱ. 日本医師会認証局とは

日本医師会認証局とは、厚生労働省が定める保健医療福祉分野PKI認証局（**HPKI**：Healthcare Public Key Infrastructure）に準拠した認証局である。

厚生労働省が策定した「HPKI証明書ポリシー」に従って、医師資格の審査および設備の運営を行っている。

Ⅱ. 日本医師会認証局とは

電子認証センター設置趣旨

急速に情報技術（IT）の進展が進む現在、保健医療福祉分野におけるIT化の進展も例外ではありません。ITを用いて医療に関わる情報の連携をし、国民に対しても自身の健康情報を提供することで、医療者の負担軽減、国民の医療に対する満足度向上、医療の質の向上を図るなどが目指されています。

一方で、ITの持つ特性から、ネットワーク回線を用いた非対面での情報のやり取り、医療に関わる電子文書の信ぴょう性の確保など、セキュリティや個人情報保護の面から拙速なIT化に対する懸念の声も挙がっています。更には、現実の世界においても「なりすまし医師」が社会問題になるなど、医療を支える資格制度という基盤への懸念も出てきています。

Ⅱ. 日本医師会認証局とは

電子認証センター設置趣旨

これらの状況に対し、国やIT産業界は様々な施策やサービス提供を進めていますが、日本医師会は従前から、ITにおける『光と影』、また、日本における医師を代表する団体として、安全・安心な保健医療福祉の環境を整備すべく取り組みを進めてきました。

そこで、その最も基盤となる保健医療福祉分野の国家資格を、ITの世界や現実の世界の上で証明する機関として『日本医師会電子認証センター』を日本医師会の内部付属機関として設置します。本センターは、国や企業の干渉を受けない日本医師会の自律的な機能として、医師の資格を証明する事業とセキュリティを確保した医療IT基盤の整備事業を実施します。

Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

① 電子署名として

② 認証として

③ 身分証として

Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

① 電子署名として

コンピュータで紹介状、診断書、主治医意見書など、医師の署名・捺印が必要な文書を作成する場合の電子的な印鑑の機能として利用する。

電子署名することで、紙に印刷して署名・捺印する必要がなくなる。電子的な署名の効力は電子署名および認証業務に関する法律（電子署名法「**e-文書法**」）で保証されている。

* e-文書法

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号))

(電磁的記録による保存)

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

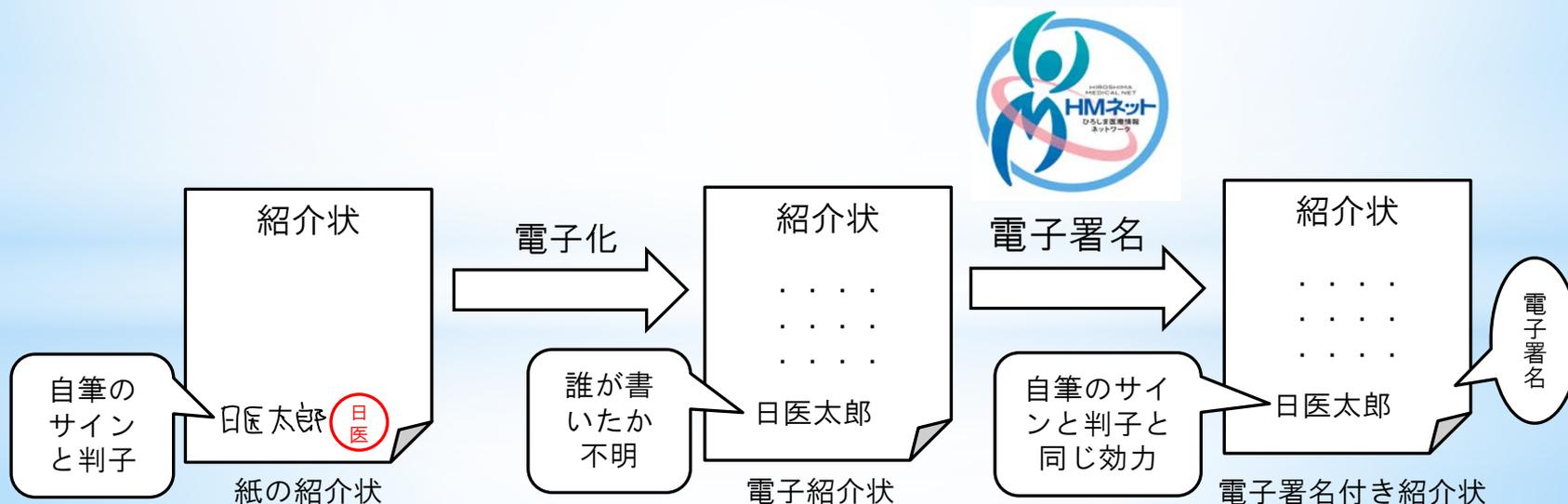
2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

① 電子署名として

「ひろしま医療情報ネットワーク」（HMネット）では、「医師資格証」を用いた電子署名の機能の構築をすすめており、基盤部分の構築は完了した。

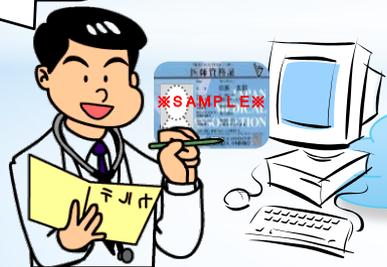


Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

② 認証として

地域医療連携などでは、ネットワークを通じて本人であることの確認が必要になるが、特にカルテや連携パスなどの医療情報を閲覧する場合は、医師であることの確認が必要になるため、その際の認証として利用する。

はい、医師資格を証明する認証カードを持っています。



インターネット



認証データベース

本当にお医者さんですか？

Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

② 認証として

「ひろしま医療情報ネットワーク」(HMネット)では、ログインの際のユーザーIDの入力を省略するために「医師資格証」が利用できる。



医師資格証によるHMネットのログイン

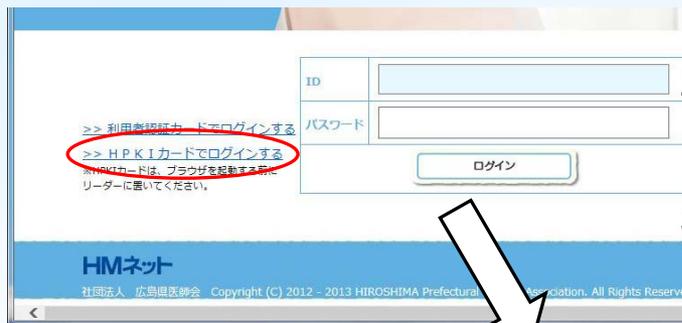
事前準備



PCに接続

- ① ICカード読取機をコンピュータ（PC）に接続します。
- ② ICカード読取機に医師資格証を置いて（かざして）準備完了です。

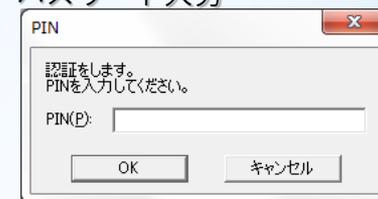
1



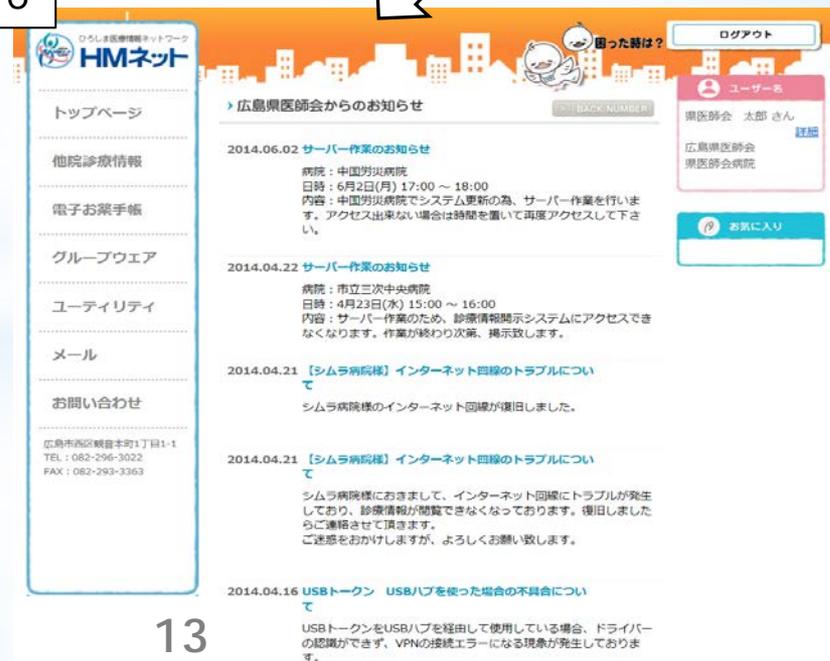
1. HPKIカードでログインするを押下します。
2. ICカードのパスワードを入力します。
3. ログインができます。

パスワード入力

2



3



Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

③ 身分証として

券面には医師資格証と印字され、顔写真が貼付されているため、医師であることの証明に利用できる。



Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

④ 更なる利用用途として



日本医師会では、医師資格証をICカードリーダーにかざすだけで、講習会・研修会などの入退出時間を記録可能なアプリケーションを構築している。

今後、各県に展開し、講習会・研修会の入退出管理に利用するために構築をすすめている。

Ⅳ. 医師資格証の具体的な利用用途

④ 更なる利用用途として

また、緊急災害時（JMAT活動等）や、交通機関で急病人に遭遇した際の対応時に提示することで、医師資格保有者であることを証明できるようなカードとして今後活用できるように、各行政機関や関係団体と調整している。

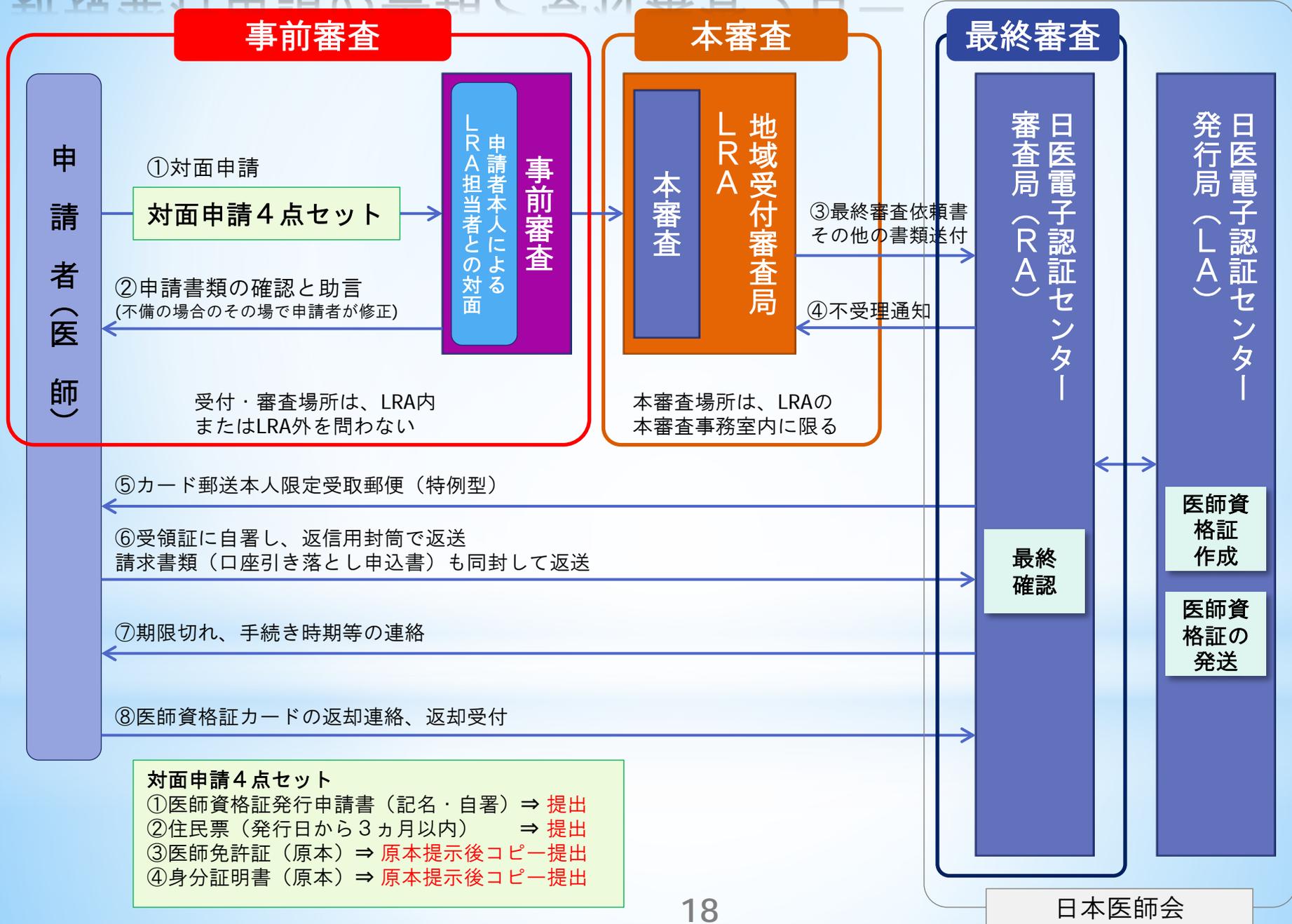
IV. 医師資格証の発行申請について

「医師資格証」の発行申請を受け付ける「地域受付審査局（LRA）に、申請者自身が以下のものを持参する。申請には本人確認が必要で、書類の原本確認を行う。

- ① 医師資格証発行申請書（写真貼付）
- ② 住民票の写し（発行日から3ヵ月以内）
- ③ 身分証明書（運転免許証やパスポートなど）
- ④ 医師免許証の原本もしくはコピー

※厚労省の規定改定により、医師免許証のコピーに実印を押印のうえ印鑑登録証明書を提出することで受付可能となる予定。

新規発行申請の書類と受付審査フロー



- 対面申請 4 点セット**
- ① 医師資格証発行申請書 (記名・自署) ⇒ 提出
 - ② 住民票 (発行日から 3 ヶ月以内) ⇒ 提出
 - ③ 医師免許証 (原本) ⇒ 原本提示後コピー提出
 - ④ 身分証明書 (原本) ⇒ 原本提示後コピー提出

V. 更新手続きについて

① 新規発行から2年毎

ICチップに格納されている電子証明書の更新が必要。
更新はメール等でお知らせし、Webサイト等を利用して
カード所有者本人で更新できるように計画されている。

② 新規発行から6年後

医師資格証の更新が必要。
新しいICカードに切り替わる。
新規申請時と同じような更新手続きが必要となる。

VI. 年会費について

日医会員（A， B， C） . . . 5, 000円

日医非会員 10, 000円

「医師資格証」の発行月から1年間を1期とし、以降1期ごとに自動継続。年会費はカード発行時に申請した銀行口座より自動引き落としされる。

現在、発行促進期間中により、日医会員については、1期目の年会費が無料。非会員は1期目から有料。

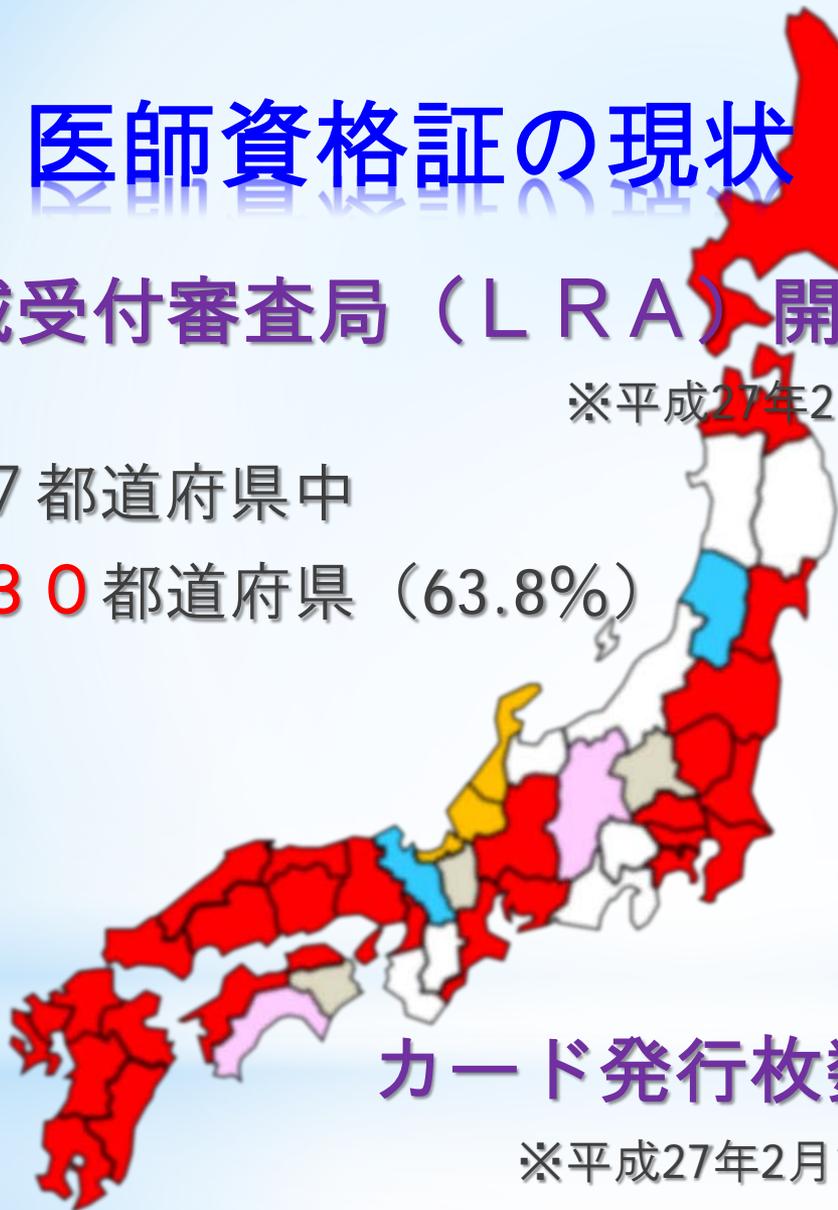
Ⅶ. 医師資格証の現状（全国）

地域受付審査局（LRA）開設状況

※平成27年2月12日現在

47都道府県中

30都道府県（63.8%）



カード発行枚数

※平成27年2月14日現在

914枚

都道府県	色分け	都道府県	色分け
北海道	赤	滋賀県	黄
青森県	赤	京都府	青
岩手県	赤	大阪府	赤
宮城県	赤	兵庫県	赤
秋田県	赤	奈良県	青
山形県	青	和歌山県	青
福島県	赤	鳥取県	赤
茨城県	赤	島根県	赤
栃木県	赤	岡山県	赤
群馬県	黄	広島県	赤
埼玉県	赤	山口県	赤
千葉県	赤	徳島県	黄
東京都	赤	香川県	赤
神奈川県	赤	愛媛県	赤
新潟県	青	高知県	紫
富山県	青	福岡県	赤
石川県	黄	佐賀県	赤
福井県	黄	長崎県	赤
山梨県	青	熊本県	赤
長野県	紫	大分県	赤
岐阜県	赤	宮崎県	赤
静岡県	青	鹿児島県	赤
愛知県	赤	沖縄県	赤
三重県	赤		

受付可能	赤	30件	63.8%
開設済み	黄	2件	4.3%
ヒアリング実施済み	紫	2件	4.3%
ヒアリング申込あり	青	2件	4.3%
問い合わせあり	黄	3件	6.4%
合計		39件	83.0%

※「開設済み」は団体登録申請書を提出済みの医師会。受付システムを設定し、利用者からの申請を受付けているのが「受付可能」の医師会。

Ⅶ. 医師資格証の現状（広島県）

地域受付審査局（LRA）開設状況

※平成27年2月12日現在

22地区医師会中 **18**地区が対応

カード発行枚数

※平成27年2月14日現在

24枚（申請中含む）

Ⅶ. 医師資格証が抱える問題点

- ① カードの利用用途がまだ限られているため、年会費を払ってカードを持つ目的、メリットが不十分。
- ② 年会費が高すぎる。特に、勤務医の多くは日医非会員であるため、非会員のカード発行は更に進まない。
- ③ 現状、医師資格のみの証明しか出来ていない。

VII. 問題点の解決にむけて

★更なるカード普及に向けた取り組みの実施

- ① カード利用用途の拡大および明確なメリットの提示
- ② 日医会員および新規入会時に無条件で発行。
勤務医への発行は、医療機関単位で行い、年会費を医療機関単位で一括徴収することで、年会費の減免実施。

などなど...

Ⅸ. 最後に...

「医師資格証」を持っているのが当たり前のような状況にならなければ、いつまで経っても「医師資格証」の価値は十分に発揮できない。

今後の更なる拡大に期待！



ご清聴ありがとうございました。

